

県認証（表示票）のマーク

県が認証した特別栽培農産物には県の認証マークを貼って出荷することができます。

■鳥取県表示票（大：縦60mm×横80mm、中：縦35mm×横45mm、小：縦20mm×横25mm）



県認証シールの有償販売

1 販売の時に必要となる書類

「鳥取県特別栽培農産物生産登録通知書」を提示してください。

本年度、収穫する農産物であることを書類で確認するため提示していただきます。
ただし、1年以上前に発行した生産登録通知書では、シールは販売できませんので
御注意ください。

2 販売場所

販売場所	所在地	電話番号	ファクシミリ
東部農林事務所	鳥取市立川町6丁目176	0857-20-3553	0857-20-3561
東部地域振興事務所八頭振興課	八頭郡八頭町郡家100	0858-72-3813	0858-72-3985
中部総合事務所県民福祉局	倉吉市東巖城町2	0858-23-3950	0858-23-3425
西部総合事務所県民福祉局	米子市糺町1丁目160	0859-31-9608	0859-31-9639
西部総合事務所日野振興センター日野振興局	日野郡日野町根雨140-1	0859-72-2070	0859-72-2072

3 販売価格 ※消費税10%込み

シール規格	シート当たりの価格※	シート当たりのシール枚数
大（縦60mm×横80mm）	17円	6枚
中（縦35mm×横45mm）	25円	24枚
小（縦20mm×横25mm）	30円	70枚